

社会福祉法人やまびこ 役員及び評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまびこ（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬、賞与、退職金（以下「報酬等」という。）及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、継続かつ定期的に就業する職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（週4日以上業務にあたる者）については、報酬、賞与及び退職金を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬、退職金を支給することとし、賞与は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

3 役員等が任期満了の日またはその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、引き続き在職したものとみなし、その者の退職金は支給しない。

4 当規程の理事及び監事の在任期間は、当法人の役員として就任した日より算定するものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

2 報酬額は、理事会において法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ、見直すことがある。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額を限度とする
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 退職金については、別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第18条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第4に定める額を限度とする。ただし、同一日に法人

の業務を行った場合には1日分の報酬及び実費弁償費を支払うものとする。
(2) 退職金については、別表第5に定める額

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、月額報酬並びに賞与は支給しないものとする。ただし、法人職務に対しての退職金は別表3に定める算式により算出される額を支給するものとし、最終報酬月額を最終職員給与とみなす。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月1日を起算、当月末日を締めきりとし、当該月の25日に支給するものとする。但し、その日が休日の場合は、その前日とする。
 - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
 - (3) 退職金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。
 - 4 報酬等の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 前条の規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(出張旅費)

第9条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、報酬の他、旅費規程に定める額を支給する。ただし、実情を考慮し実費弁償を超える場合には、その実費とする。

(役員等の職務証跡)

第10条 役員等は、法人職務証跡資料として、職務証跡の作成に協力するものとする。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

1. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
1. この規程は、平成 30 年 6 月 22 日に一部改正し、施行する。
1. この規程は、令和元年 6 月 21 日に一部改正し、施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬額 (限度額)
理事長	月額 800,000円
常務理事	月額 500,000円
理事	月額 300,000円

別表 2 (常勤役員等の賞与)

6月の賞与	報酬月額×1.5か月分
12月の賞与	報酬月額×2.0か月分

別表 3 (常勤役員等の退職金算定式)

最終報酬月額×在任年数×係数

※ 各役職別係数は、次のとおりとする。但し、功労を加味し、一般的公正妥当な金額の範囲内で理事会の決議を以て加算できるものとする。

理事長 1.8 常務理事 1.5 理事 1.2

※ 上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表 4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

内容	報酬額
評議員会・研修等への出席	日額 7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出席	日額 5,000円

(2) 理事

① 理事長 (従事状況による)

内容	報酬額
週1日従事の場合	月額 50,000円
週2日従事の場合	月額 100,000円
週3日従事の場合	月額 150,000円

※ 但し、上記に該当しない場合は、②理事を適用する。

② 理事

内容	報酬額
理事会・研修等への出席	日額 7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円

(3) 監事

内容	報酬額
監事監査等への出席	日額 20,000円
理事会・研修等への出席	日額 7,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000円

※ (1)、(2)の②、(3)の会議以外の業務について2時間を超えた場合は、日額7,000円とする。

別表5 (非常勤役員等の退職金)

各役職別について次のとおりとする。但し、功績、その他を考慮し、2倍まで増額できるものとする。

① 理事長

在任期間	退職金
1年以上5年未満	50,000円
5年以上10年未満	100,000円
10年以上	500,000円

② 理事及び監事等

在任期間	退職金
1年以上5年未満	20,000円
5年以上10年未満	30,000円
10年以上	100,000円